

○太子町地域福祉計画策定委員会規程

平成18年 9 月29日規程第 9 号

(設置)

第 1 条 太子町地域福祉計画に関する事項を企画立案するため、太子町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、委員長が必要と認めるときに委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長が必要と認めるときは、第 2 条の規定にかかわらず、協議事項に関係のある者に、委員会に出席を求めることができる。

(作業部会)

第 5 条 委員会は、協議すべき事項の調整を図るため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、別表 2 に掲げる室等に属する職員のうちから委員長が指名するものをもって組織する。

3 作業部会に、部会長及び副部会長それぞれ 1 名を置く。

4 部会長、副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、作業部会を代表し、会務を総理する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、第 2 項の規定にかかわらず関係各室等の担当者等に会議の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

8 作業部会の運営に関する事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課が行う。

(委任)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成18年10月 1 日から施行する。

附 則 (平成22年 3 月31日規程第 6 号)

この規程は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成24年 5 月 1 日規程第16号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年 4 月27日規程第 4 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 7 月31日規程第 5 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年 6 月30日規程第11号）

この規程は、平成28年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月30日規程第 2 号）

この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月17日規程第 1 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 2 条関係）

太子町地域福祉計画策定委員会

区分	人数
学識経験者	1 名
社会福祉関係団体、地域活動団体又は教育関係の代表者	11名以内
地域住民の代表（公募住民を含む）	3 名以内
合計	15名以内

別表 2（第 5 条関係）作業部会

区分	課
高齢・介護・障がい・福祉関係	福祉介護課
保育・子育て	子育て支援課
保健衛生・健康づくり	いきいき健康課
健康保険・老人医療・年金	保険医療課
人権啓発	住民人権課
学校教育・社会教育・人権教育	教育委員会
防災（安否確認）	自治防災課
福祉まちづくり	地域整備課
社会福祉	社会福祉協議会